

小。中学校

過☞教育総務課 ☎52-0830

小中学校の通学区域

塩尻市の通学区域は行政区で定められており、行政区と住所は異なる場合があります。お住まいの地域の指定校を確認したい場合は、お問い合わせください。

■小学校の通学区域

	学校名	区域(行政区名)
市立	塩尻東小学校	東山、柿沢、金井、上西条、中西条、下西条、堀ノ内、長畝、桟敷、町区、松原、みどり湖、峰原
市立	塩尻西小学校	大門一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、大門田川町、平出8組
市立	桔梗小学校	大門七区、郷原のうち8、10、11、12、13、14、15組、高出一区、二区、三区、四区、五区
市立	広丘小学校	原新田、堅石、野村、郷原のうち1、2、3、4、5、6、7、9組
市立	吉田小学校	吉田一区、二区、三区、四区、五区
市立	片丘小学校	南内田、北熊井、南熊井、中挟、君石、内田原
市立	宗賀小学校	桔梗ヶ原、平出(8組を除く)、床尾、洗馬、牧野、本山、日出塩、小井戸
市立	洗馬小学校	上組、元町、芦ノ田、太田、岩垂、下小曽部、上小曽部
市立	木曽楢川小学校	贄川、平沢、奈良井
組合式	両小野小学校	北小野及び辰野町小野の区域

[※]組合立両小野小学校については、辰野町教育委員会(☎0266-41-1111)にお問い合わせください。

■中学校の通学区域

		学校名	区域(行政区名)
市	立	塩尻中学校	東山、柿沢、金井、上西条、中西条、下西条、堀ノ内、長畝、桟敷、町区、松原、みどり湖、峰原、大門一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、大門田川町
市	立	丘中学校	南内田、北熊井、南熊井、中挟、君石、内田原、野村、吉田一区、二区、三区、四区、五区
市	立	広陵中学校	大門七区、原新田、堅石、郷原、高出一区、二区、三区、四区、五区
市	立	塩尻西部中学校	上組、元町、芦ノ田、太田、岩垂、下小曽部、上小曽部、桔梗ヶ原、平出、床尾、洗馬、牧野、本山、日出塩、 小井戸
市	立	楢川中学校	贄川、平沢、奈良井
組包	令立	両小野中学校	北小野及び辰野町小野の区域

塩尻市奨学資金貸与制度

この奨学資金貸与制度は、成績優秀で向学心がありながら、経済的な理由により高等学校又は大学等への修学が困難である人に、故大野田正雄氏と故井上つる江氏からの寄付によって設立された基金を運用して、奨学資金を無利子で貸与するものです。

■対象者

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ●高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、大学又は短期大学で正規の修学年限内の人(大学院及び各種専門学校、通信制過程は除きます。)
- ●親権者が塩尻市内に引き続き1年以上居住している人
- ●経済的な理由から修学が困難な人
- ●修学意欲が高く成績優秀で、向学心が旺盛な人
- ●出身中学校、高等学校又は在学する高等学校、大学等 の推薦を受けた人
- ●他の制度から、別の奨学金の貸与又は給付を受けてい ない人

貸与額

	区分				
	高等学校	区立国	スは公立	15,000円以内	
	高等専門学校	私立		20,000円以内	
修学資金	大学 短期大学	国立又は	自宅通学	30,000円以内	
(月額)		公立	自宅外通学	40,000円以内	
		私立	自宅通学	40,000円以内	
			自宅外通学	50,000円以内	
入学一時会	<u> </u>	高等学校 高等専門学校		100,000円以内	
(入学年月	度に限る)	大学 短期 2	大学	200,000円以内	

申請期間

毎年2月上旬頃から4月上旬頃までを予定

決定

提出された申請書等の内容を審査の上、4月末までに 貸与の可否を通知します。

■奨学資金の償還

奨学生でなくなった月の12か月後から、貸与期間の3 倍の期間内で償還していただきます(繰上償還も可能で す。)。

■償還金の一部免除

大学及び短期大学の修学資金貸与者について、次の① ~④のすべてを満たす場合には、償還金の一部免除を受けることができます。

●一部免除条件

- ①卒業後、1年以内に就労すること。
- ②卒業後、1年以内に塩尻市内に住所を有し、卒業後5年(短期大学の場合は4年)を経過するときまで継続して市内に住所を有していること。
- ③免除を受けようとする年度において、市内に住所を有すること。
- ④奨学資金の償還について滞納がないこと。

●免除対象年度

卒業後6年目以降(短期大学の場合は5年目以降)

●免除上限額

各免除対象年度につき、貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年あたりの償還額の25%以内

幼児教育・保育施設

8 こども課 ☎52-0844

保育園

家庭で十分な保育ができない場合にお子さんを保育する施設です。保護者が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

	₩₩₩	/子元⊆	商手	開所	時間	1 国本土スケ粉
	施設名	住所	電話	月~金曜日	土曜日	入園できる年齢
	塩尻東保育園	峰原173-1	0263-52-7820	7:30~19:30	_	
	みずほ保育園	長畝260	0263-54-0103	7:30~18:30	_	
	大門保育園	大門四番町7-13	0263-54-0485	7:30~19:30	7:30~18:00	
	日の出保育園	広丘高出2073-5	0263-52-7489	7:30~19:30	7:30~18:00	
	宗賀中央保育園	宗賀2411-1	0263-53-3380	7:30~19:30	7:30~18:00	
	片丘保育園	片丘4933	0263-54-0486	7:30~19:00	_	
	高出保育園	広丘高出1949-1	0263-52-7819	7:30~19:00	_	
公立	広丘野村保育園	広丘野村1788-80	0263-52-7818	7:30~19:00	7:30~18:00	満6か月~5歳児
	吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150-6	0263-58-0607	7:30~19:30	7:30~18:00	
	吉田原保育園	広丘吉田3037	0263-58-0608	7:30~19:00	_	
	広丘西保育園	広丘原新田279-5	0263-85-5430	7:30~19:30	7:30~18:00	
	広丘南保育園	広丘郷原1245-1	0263-54-0482	7:30~19:00	_	
	妙義保育園	洗馬2535-1	0263-52-7821	7:30~19:00	_	
	北小野保育園	北小野2894-1	0266-46-3602	7:30~18:30	_	
	楢川保育園	木曽平沢1490	0264-34-2320	7:30~18:30	_	
私立	社会福祉法人みのむし学園 よしだ保育園	広丘吉田498-2	0263-58-4326	7:30~19:00	7:30~18:00	満6か月~5歳児

[※]土曜保育は、土曜日にご家庭でお子さんを保育できない場合が対象となります。

■幼稚園

学校教育法に基づく教育施設で、入園の要件はありません。教育方針などの詳細は各園へお問い合わせください。

施設名		住所	電話	開所時間	入園できる年齢
打六	学校法人アイオナ学園 塩尻めぐみ幼稚園	大門七番町13-24	0263-54-0748	8:30~14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳~5歳児
私立	学校法人相澤学園 塩尻幼稚園	大門七番町5-20	0263-52-1893	8:30~14:30 (預かり保育16:00まで)	満3歳~5歳児

[※]入園手続きは各園へお問い合わせください。

医療ガイド

■認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。県知事への届出を行い、乳幼児の保育を行っています。詳細は 各施設へお問い合わせください。

	施設名	住所	電話	開所時間	入園できる年齢
	自然ランドバンバン	洗馬3703-4	080-5143-0086	平日 8:30~14:00	3歳~5歳児
私立	ハートフルキッズ広丘保育園 (企業主導型保育事業所)	広丘原新田571-5	0263-88-7102	月~土 7:30~18:30	0歳~2歳児

※入園手続きは各園へお問い合わせください。

■認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。保育園部分は、保護者が保育を必要とする 事由に該当する必要があります。

施設名		住所電話		開所時間(入園できる年齢	
		1生7月	电动	月~金曜日 土曜日		(保育園部分)
私立	社会福祉法人サン・ビジョン サン・サンこども園グレイスフル塩尻	大門八番町9-10	0263-51-6214	7:30~20:00	7:30~20:00	満3か月~5歳児
	学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園	広丘吉田498-1	0263-58-4312	7:30~18:30	7:30~18:00	2歳児~5歳児

※幼稚園部分の入園手続きは各園へお問い合わせください。

■小規模保育事業所

0~2歳児を対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。保護者が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

施設名		住所	電話	開所時間(保育園部分)		入園できる年齢
		11年7月 电前		月~金曜日	土曜日	(保育園部分)
私立	合同会社グラベラ ひかりテラス保育園	広丘高出1819-8	0263-50-8905	7:30~18:30	7:30~18:30	満12か月~2歳児
	学校法人御子柴学園 みのむしのおうち	広丘吉田3198	0263-86-5310	7:30~18:30	7:30~18:00	満6か月~2歳児
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	広丘原新田147-1	0263-88-5381	7:30~18:30	7:30~18:30	満6か月~2歳児
	社会福祉法人つるみね福祉会 郷原つつじ保育園	広丘郷原1765-37	0263-52-8825	7:30~18:30	7:30~18:30	満6か月~2歳児

保育園(児童福祉法の「保育所」の通称として「保育園」と表記しています。)は、保護者の方が働いている、病気にかかっている、看病をしている、出産を控えているなどの理由により、ご家庭で十分な保育ができないときに、保護者の方に代わってお子さんを保育する施設です。したがって、すべてのお子さんをお預かりする施設ではなく、入園できるのは、保護者の方が『保育を必要とする事由』に該当するお子さんのみで、要件を満たさない家庭のお子さんは入園できません。また、市内に住所を有し、生活の実態が伴っている必要があります。

■保育を必要とする事由及び証明書

保育園と認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所に入園できるのは、保護者の方が下の表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合です。なお、**入園後にいずれの事由にも該当しないことが確認された場合や、必要書類が提出されない場合は、退園となります**。

保育を必要とする事由	内容	保育を必要とする事由に関する証明書
就労	1か月に64時間以上の就労を常態とすること。 ※フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含みます(会社勤務・自営業・農業等)。 ※自営業や農業等の手伝いは、就労ではありません。	●会社等に雇用され、給与収入の方(②は該当する場合のみ) ①就労証明書 ②事業主が他人以外の場合は源泉徴収票の写し ●親族経営の自営業(農業含む)で就労している方、自営業者(農業含む)、会社経営者で給与収入以外の方(①、②両方) ①就労証明書 ②最新の確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し ※就労証明書の様式は市ホームページからダウンロードできます。
妊娠・出産	出産(予定)月及びその前3か月、後6か 月の合わせて10か月間。	母子健康手帳の写し (保護者の氏名と出産予定日を確認できるページ)
保護者の疾病等	保護者が疾病、負傷、精神・身体の障がいに該当すること。	①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持の 方➡各種手帳の写し ②要介護度2以上に認定されている方➡介護保険被保険証の写し ③①、②以外の方➡医師の診断書(家庭で保育ができない旨の証明) ※③は塩尻市の様式で提出してください(市ホームページからダ ウンロードできます)。
病人等の介護・看護	長期にわたり常時、同居親族の介護・看護をしていること。	 ①介護・看護申立書+次の②、③のいずれか ●要介護度2以上に認定されている方 ②介護保険被保険証の写し (一) ~ (三) 面の写し ●上記以外の常時介護・看護をする必要がある方 ③医師の診断書(家庭で保育ができない旨の証明) ※①、③は、塩尻市の様式で提出してください(市ホームページからダウンロードできます)。
災害の復旧	地震・火災・風水害等に遭われ、その復旧 に当たる間、児童の保育ができないこと。	消防署が発行するり災証明書等
求職活動	求職活動を継続して行っていること(自営業の起業準備も含む)。 ※求職活動を理由とする場合の入園期間は、 2か月以内となります。その期間中に就労証明書の提出がない場合には、原則退園となります。	なし(証明書は必要ありません)
就学	大学、専門学校等に在学していること又は 職業訓練校にて職業訓練を受けていること。 (原則1か月あたり64時間以上であること)	①在学証明書 ②カリキュラムがわかるもの ※①、②を両方提出してください。
虐待・DV	こども課及び家庭支援課にご相談ください。	
育児休業中の継続利用	育児休業中に既に保育園を利用している子 どもがいて、継続利用が必要である旨の事 由があること(年長児を対象とします)。	育児休業中であることがわかる書類
3歳未満児の家庭育児	3歳未満児を家庭で育児すること(3歳以 上児の申し込みに限る)。	なし (証明書は必要ありません)

■入園の申し込みについて

- ●保育園・認定こども園(保育園部分)・ 小規模保育事業所の申込み
- ●4月入園の場合

10月頃に次年度の入園申込みについて、「広報しおじ り」や「市ホームページ」等でお知らせします。

4月からの入園を希望される方は、「保育園等入園の ご案内」をご覧いただき、申請を行ってください。

- ※年度途中に産休・育休からの復帰により就労すること が確実な場合は、年度途中からの予約入園も可能です (公立保育園のみ)。
- ●5月以降の入園の場合

入園を希望される前月の15日(土日・祝日の場合は 直前の平日)までに、こども課に申請書類一式を提出し てください。

※1歳児クラス以上のお子さんが入園される場合、申請 時にお子さんの面接を行いますので、事前に面談の予 約を行ったうえでお子さんと一緒にこども課にお越し ください。

■幼稚園・認定こども闌

保育園と違い、特に入園の条件はありません。満3歳 から就学前までのお子さんが入園できます。秋ごろに次 年度の入園説明会が開催されます。年度途中の入園を希 望する場合、園の定員等に空きがあれば受入れ可能です。 申込み方法等の詳細は、各幼稚園等にお問い合わせくだ さい。

病児保育

間☞こども課 ☎52-0844

病児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ることを目的に、病気の治療 中で、医療機関における入院治療を必要とせず、安静の確保に配慮する必要があるとき、専用の保育室で看護師等の 専門スタッフがお預かりするサービスです。

■実施施設

●まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」 (市が契約している施設です)

住所: 松本市村井町南2丁目20番30号 ☎58-3526

■ご利用いただける児童

病児保育の対象となる児童は、市内に居住する生後6 か月から小学校3年生までの児童で、次の要件に当ては まる場合にご利用いただけます。

- ①病気の治療中で、医療機関における入院治療を必要と せず、安静の確保に配慮する必要があること
- ②保護者の就労、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、 冠婚葬祭等により、家庭において保育することが困難 であること

■利用定員

1人 定員を超えた場合は、利用をお断りする場合が あります。

■利用できる日時

月曜日から金曜日までの午前8時~午後6時 ※1回につき連続5日間(施設の休日を除く)

施設の休日

- ●土、日、祝日
- ●12月29日から1月3日まで
- ●8月13日から8月16日まで

利用料金

- ●1日8時間まで➡1時間あたり200円 (保育園・幼稚園・認定こども園在園児は無料)
- ●8時間を超える場合→1時間あたり400円

児童手当

間☞福祉課 ☎52-0280

児童手当

■支給対象者

中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月 31日まで)の児童を養育している方です。

児童手当の受給者は、父又は母で、ご家庭での生計中 心者になります。両親とも就労されている場合には、原 則として恒常的に所得の高い方になります。

■支給要件等

原則として児童が日本国内に住んでいる場合に支給し ます (留学中の場合等を除く)。児童養護施設に入所し ている場合や里親などに委託されている場合は、原則と して施設の設置者や里親に支給します。

未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合 のみ)は、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当 を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)します。 父母が離婚協議中等により別居している場合は、子ど

もと同居している方に優先的に支給します(単身赴任の 場合を除く)。

●手当の月額

0歳から3歳未満 (一律)	15,000円
3歳から小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳から小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

■支給時期

6月、10月、2月

※各月の15日に申請いただいている口座へ支給します。 (15日が休日の場合は、その前日になります。)

一所得制限

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の 場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。 〈令和4年10月以降〉

新たに設定される所得上限限度額以上の所得だった場 合、児童手当等は支給されません。

所得制限限度額、所得上限限度額(令和4年10月以降) は、塩尻市ホームページでご覧ください。

申請手続き

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したと きは、事由が発生した次の日から15日以内に福祉課で 申請をお願いします。申請がないと受給することが出来 なくなりますので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

- ①請求者名義の金融機関の通帳(口座番号等わかるもの)
- ②請求者の健康保険証
- ③請求者、配偶者のマイナンバーのわかるもの
- 4) 印鑑
- ※その他添付書類が必要になる場合があります。

■額改定認定請求

児童手当を受けている方が、出生などにより支給の対 象となる児童が増えたときには、「額改定認定請求書」 を提出してください。この場合、額改定認定をした日の 属する月の翌月分から、児童手当の額が増額されますの で、手続きが遅れないようご注意ください。

■届出の内容が変わったときは?

●塩尻市から転出するとき

他の市区町村や国外に転出する場合には、塩尻市での 受給資格は消滅しますので、「受給事由消滅届」を提出 してください。

転出後の市区町村で児童手当を受けるには、新たに「認 定請求書」を提出する必要がありますが、手続きが遅れ ますと、手当を受けられない月が生じる場合があります ので、ご注意ください。

転出先が国外の場合は、児童手当の受給資格がなくな りますので、単身赴任などで受給者のみ国外転出する場 合は、忘れずに受給者の変更をしてください。

●受給者の方が公務員になったとき

公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されますの で、塩尻市に「受給事由消滅届」を提出するとともに、 勤務先に「認定請求書」を提出してください。

児童扶養手当

間☞家庭支援課 ☎52-0280

児童扶養手当

父母の離婚などにより子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

■受給資格者

●対象となる方

次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(心身に障がいのある児童は20歳未満)を養育している父又は母、養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級 1級程度)にある児童
- ④父又は母が生死不明の児童
- ⑤1年以上にわたり、父又は母から遺棄されている児童
- ⑥1年以上にわたり、父又は母が法令により拘禁されて いる児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童や父母が不明である児 童
- ⑧父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律による保護命令を受けた児童
- ※詳細はお問い合わせください。

●対象外の方

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ①児童の住所が日本国内にないとき
- ②児童が施設に入所しているとき、又は里親に預けられているとき
- ③児童が母又は父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(配偶者が重度の障がいを有する場合を除く)
- ④父、母又は養育者の住所が日本国内にないとき

申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②請求者名義の金融機関の通帳(□座番号等わかるもの)
- ③ 印鑑
- ④年金額がわかるもの(年金証書)
- ※その他添付書類が必要になる場合があります。

■手当の月額(令和2年4月改定)

		児童加算額		
区分	第1子	第2子	第3子以降 1人につき	
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円	
一部支給	所得に応じ 43,150円〜 10,180円	所得に応じ 10,180円〜 5,100円加算	所得に応じ 6,100円〜 3,060円加算	

子どもを生み育てるサポート体制

■妊娠中と産後の支援

事業	内容	対象	担当
妊婦一般健康診査・ 産婦健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」「産婦健康 診査受診票」を交付しています。健康診査の費用の一部を公費 で負担しています。	妊娠届を提出された人	健康づくり課
妊婦歯科健診	母子健康手帳交付時に「塩尻市妊婦歯科健診受診券」を交付し ています。	妊娠届を提出された人	健康づくり課
マタニティママの 応援教室 (妊婦さんの教室)	快適な妊娠生活を送り、健康な赤ちゃんを産み育てる正しい知識を身につけていただくため、2回コースを年3回で開催しています。	初妊婦又は参加希望者	子育て支援センター
子育て体験講座	赤ちゃんを迎える家族が、お互いに協力し、少しでも安心して 赤ちゃんを迎えられるように、妊婦体験ジャケットを着用した り、赤ちゃんのお風呂の入れ方等の体験講座を開催しています。	妊婦とそのパートナー (どちらか一方での参加 も可)	健康づくり課
出産育児一時金	出産費用の負担軽減のために、加入している医療保険から支給されます。まとまった出産費用を事前に用意しなくても、安心して出産していただくため、出産費用に直接当てることができるよう、原則として、加入している医療保険から直接病院などに出産育児一時金が支払われます。	国民健康保険加入者(それ以外の方は、加入されている医療保険に詳細をお問い合わせください。)	市民課国保年金係

〈目指すまちの姿〉

塩尻市は、令和2年度からの子育てに関する計画として、「元気っ子育成支援プランⅢ」を策定しました。基本目標(目指すまちの姿)を次のように定め、子どもや子育て家庭をまちぐるみで支える姿を目指しています。

子どもが 生まれ育つ豊かさを みんなで わかちあえるまち

※「子どもが生まれ育つこと」が、まちにとって素晴らしいことだということを、皆で共感していきたいという 想いが込められています。

■安心して子育てできるサポート体制

●塩尻市子育て支援センター

えんぱーく1階 ☎53-3382

●休館日:水曜日、毎月1回月曜日、12月29日~1月3 日(臨時休館有)

●利用時間:午前9時~午前12時、午後1時~午後4時

●対象年齢:0~3歳(年少にあがる前の年度)のお子 さんとその保護者

●北部子育て支援センター

☎54-7701

●休館日:日曜日、毎月1回月曜日、12月29日~1月3 日(臨時休館有)

●利用時間:午前9時~午前12時、午後1時~午後4時

●対象年齢:0~3歳(年少にあがる前の年度)のお子 さんとその保護者

●子育て支援センターの主な事業内容

●プレイルームの運営

子育て中の親子が気軽に訪れ、話をしたり遊んだりする、お友達の輪を広げる場です。

●育児相談

保育士による子育て等に関する相談や援助を行います。

●子育て関連講座等の開催

育児の悩みを解消したり、パパとママのリフレッシュなど子育てと子育て支援に関する様々な講座を通して、みなさんの子育てを応援します。

●子育てサークルの支援 母親同士の交流の場や仲間づくりの支援をしています。

●子育て情報の発信

ホームページやフェイスブックで、子育てに関する 様々な情報を発信しています。

●こども広場あ・そ・ぼ

ウイングロード3階 ☎53-6660

- ●休館日:水曜日、12月29日~1月3日(臨時休館有)
- ●利用時間:午前10時~午後6時
- ●対象年齢:0~6歳(未就学)の子どもとその保護者
- ●登録料:年間一家族300円

●地域の子育て応援団「ファミリーサポート」

ファミリーサポート事業は「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」双方を会員として登録し、育児の援助が必要な時に支援センターが仲介する事業です。

ご利用については、お気軽に子育て支援センターまで ご相談ください。

●塩尻市子育てサークル連絡会

子育てサークルは子どもとお母さんの仲間づくりの場です。各地域で様々な子育てサークルが活動しています。子育てサークル連絡会は、各サークルが連携して行事等も実施しています。詳細は子育て支援センターへお問い合わせください。

●特別保育事業

塩尻市立保育園では家庭や地域社会の実情などを考慮 して、様々な育児支援を実施しています。

●デイ保育(一時的保育)

デイ保育とは、保育園等に入園していないお子さんについて、緊急かつ一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育する事業です。

●利用対象となる事由

分類	内容		
緊急	急病、怪我、事故、看病、出産、葬儀、災害等でお 子さんを保育できないとき		
臨時	仕事、勉強、研修、検診、通院、婚礼等でお子さん を保育できないとき		
私的理由	子育ての疲れを解消し心身共にリフレッシュしたい ときや、ボランティア活動、講座、鑑賞、美容院、 趣味などの私的理由でお子さんを預けたいとき		

- ※上記の理由に該当する場合でも、施設の状況によってはお受けできない場合があります。
- ※お受けする優先順位は①緊急、②臨時、③私的理由の順になり ます。
- ●対象年齢:塩尻市に在住する生後3か月〜就学前のお 子さん
- ※施設により対象年齢が異なります。次項の表をご確認ください。

●実施施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号	対象年齢
公立	日の出保育園	広丘高出2073-5	52-7489	生後3か月 〜就学前
	広丘野村 保育園	広丘野村 1788-80	52-7818	生後3か月 〜就学前
	吉田ひまわり 保育園	広丘吉田1150-6	58-0607	生後3か月 〜就学前
私立	NPO法人 ぱぴぃキッズ	大門一番町7-1 ウィングロード3階	080- 5146-7266	生後3か月 〜就学前
	ひかりテラス 保育園	広丘高出1819-8	50-8905	生後6か月 ~2歳児

- ●利用時間:月~金曜日の午前9時~午後4時
- ※祝日及び各施設の休業日を除きます。
- ※原則、1週間に3日までの利用となります(公立の場合、 3園合わせて3日まで)。
- ●利用料金:3歳児未満のお子さん 30分200円 3~5歳児のお子さん 30分100円
- ※4月1日時点での年齢です。
- ※幼児教育・保育無償化の対象となる場合があります。

●ホリデイ保育(休日保育)

保護者が日曜日、国民の祝日等に就労していることなどにより家庭で保育できない場合に日の出保育園で児童の保育をしています。希望日の5日前までに直接申込みをしてください。

●つどいの広場(施設開放)

未就園児と保護者を対象に、親子や保護者同士の交流 の場、ほっとする憩いの場として、保育園、児童館の施 設を開放しています(月~金曜日)。

●実施施設:宗賀中央保育園、塩尻児童館、吉田児童館、 吉田児童館分館、片丘児童館、宗賀児童館、 塩尻東児童館、広丘児童館、大門児童館、 洗馬児童館

●子育て支援ショートステイ事業

ご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になったとき、 市と委託契約した児童養護施設等でお子さんをお預かり します。

- ●実施施設:松本児童園、松本赤十字乳児院、木曽ねざ め学園、つつじが丘学園
- ●期間:連続6泊7日以内
- ●申請方法:家庭支援課(☎52-0891) へお電話くだ さい。ご相談の上、申請書類等についてご 説明します。

予防接種・乳幼児の健診・相談

間☞健康づくり課 ☎52-0280

予防接種

予防接種は、予防接種法により、ロタウイルス、ヒブ (インフルエンザ菌b型)、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、二種混合 (DT)、不活化ポリオ、BCG、麻 しん風しん混合 (MR)、麻しん、風しん、水痘、日本 脳炎、子宮頸がんの定期予防接種を実施しています。該 当者は接種期間内に医療機関で接種を受けてください。接種期間を過ぎますと有料となり、接種費用が自己負担 となります。

■予防接種後の一般的注意事項

予防接種を受けた後は、お子さんの体調に変化がないか様子をよく観察してください。接種当日は、激しい運動は避けてください。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめてください。接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種の種類	標準的な接種期間				
●ロタウイルス	ロタリックス(1価) 生後6週以上24週 ロタテック(5価) 生後6週以上32週				
●ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2か月以上5歳未満				
●小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満				
●B型肝炎	生後2か月以上1歳未満				
●四種混合 (DPT-IPV:百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合)●不活化ポリオ	生後3か月以上7歳6か月未満				
●二種混合 (DT: ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満				
●BCG	生後5か月以上1歳未満				
●麻しん風しん混合 (MR)、 麻しん、風しん	1期:1歳以上2歳未満 2期:5歳以上7歳未満で小学校 入学前の1年間(年度内 に6歳になるお子さん) *就学前となる年長時期の4月 1日から翌年3月31日までの 間				
●水痘	1歳以上3歳未満				
●日本脳炎	1期:3歳以上7歳6か月未満 2期:9歳以上13歳未満				
●子宮頸がん	13歳になる年度初日から16歳 になる年度末日までの女子(中 学校1年から高校1年相当)				

■ 風しん予防接種費用の助成

塩尻市は平成26年4月1日から風しんの予防接種費用の助成を始めました。平成27年2月からは対象者を拡大し、婚姻をしており、妊娠を予定・希望されている女性に加え、その夫も対象者となりました。

平成25年は全国的に風しん患者が急増し、これまでにない規模の流行がみられ平成30年にも、風しんの流行が各地で起こりました。妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、胎児も感染し、難聴や心疾患、白内障、発達障害などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊娠を予定又は希望している方や妊婦の同居家族(特にパートナー)が予防接種を受けることが重要です。

●対象者

- ●接種時に塩尻市に住民登録があり、婚姻されている方 (各々の住民票の住所地が同じ事実婚も含む)
- ①妊娠を予定、又は希望している女性とその夫
- ②妊娠している女性の夫

●助成額

上限5,000円

※5,000円未満は全額補助、おひとり1回限り

乳幼児健診・相談等

健診名	内容	持ち物
4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	身体計測や内科・歯科(4か月児は除く)の診察等を行い、 個々に応じた相談を行います。3歳児は、検尿・目の検査 も行います。	35 = 1,5
10か月児相談	身体計測、個々に応じた発育や育児(後期離乳食、□腔機 能の発達等)の相談を行います。	□母子健康手帳 □おたずね票 □バスタオル
出張あんしんサポートルーム (すくすく子ども相談)	保健師等による相談や身体計測を行います。月1回、片丘 支所・楢川支所・洗馬支所・北小野地区センターで実施し ています。	□母子健康手帳□バスタオル
ぴよぴよ教室 (離乳食教室)	7か月〜8か月頃の離乳食のポイント、2回食への進め方、 □腔機能の発達とむし歯予防のお話を行います。	□母子健康手帳 □離乳食の基本(4か月児健診で配布 した冊子) □バスタオル □託児に必要な物(おむつ、ミルク、 おもちゃなど)
よい歯を守る相談会	歯科健診、染め出し、ブラッシング指導、フッ素塗布	□よい歯を守る健康手帳(お持ちの方のみ)
中央あんしんサポートルーム (市保健福祉センター内) 北部あんしんサポートルーム (北部交流センターえんてらす内)	保健師や助産師が妊娠期から子育て期までのお子さんの身 体測定や発育についての相談に応じています。	□母子健康手帳 □バスタオル
親子にこにこ食事相談	栄養士が離乳食等お子さんの食事や、ご家族の食事に関す る相談に応じています。	□母子健康手帳
口のケアと歯育相談	歯科衛生士がお子さんの歯や口腔機能に関する相談に応じ ています。	□自宅で使っている歯ブラシ